

第33回グリーンエネルギーCO2削減相当量認証 認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会事務局

日時：令和4年6月15日（水）13:00～13:40

場所：オンライン開催

出席委員：山地委員長、浅野委員、芦名委員、深野委員、村井委員

オブザーバー：日本品質保証機構

1. 挨拶

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 委員の紹介

事務局から認証委員会メンバーについて報告。

3. 特定計量制度の反映及び対象設備の追加に伴うグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更について（資料1）

事務局から資料1に基づき、特定計量制度の反映に伴うグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更や申請書様式、計測値の取扱い、及び対象設備の追加に伴うグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の運営規則変更について説明し、以下質疑の後、承認いただいた。

（山地委員長）本日欠席の秋澤委員からは、事前に書面で承認の回答を受領しており、運営規則の規定に則り審議に反映させていただく。また、本件については、5/27の専門委員会で承認されたと報告を受けている。本年度から専門委員を兼務している芦名委員からコメントがあれば、お願いしたい。

（芦名委員）専門委員会の審議では特段の異議はなく、自身としても異議はない。

（浅野委員）質問が2点ある。1点目は、特定計量制度における届出時の書類について、申請者がすべてのリソースについて公差を記載する必要があるのか。2点目は、リソース等の単位で計量対象を特定するとあるが、リソース等の「等」とは具体的に何を指しているのか。

（事務局）1点目の質問について、特定計量制度に基づく計量器をグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度で使用するのであれば、計量器単位で公差を提出してもらう必要がある。2点目の質問について、リソース等が複数存在する計量の場合は、太

陽光や風力、電力消費機器などのリソース等の対象が特定されていることが特定計量制度上、省令で定められている。このため、リソースの他に、電力消費機器も含まれるため、リソース等と記載している。

(浅野委員) いずれにしても分散型の再エネ電源ということで、結局のところはパワーコンディショナーで計量するなら、パワーコンディショナー単位としてもよいのではないか。

(事務局) 計量点については、ご指摘のとおりである。

(浅野委員) 了解した。

(村井委員) 公差の計算方法について。例えば、事業者が50kWの低圧から200kW以上の高圧まで、様々な太陽光発電設備を所有しているような場合でも、設置されている一つ一つのリソースについて確認するのか。あるいは全体の平均値になるのか。

(事務局) 公差は計量器のメーカーが計測しているものがあり、申請事業者において都度計測する必要はなく、事前に確認できているものとなる。

(村井委員) 複数の太陽光発電設備がある場合、それぞれのメーカーが異なれば、公差も異なる。その場合は、申請事業者として一つ一つ提出する必要があるのか。

(事務局) 現時点ではその前提で考えている。

(村井委員) 平均値を取る方法もあり得ると考えたが、了解した。

(事務局) 今後、申請事業者から具体的な要望があれば、改めて検討したい。

(村井委員) 了解した。

4. グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請 関係について(資料2-1~2-3)

事務局から資料2-1~2-3に基づき、グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請関係について説明し、承認いただいた。

5. グリーンエネルギーCO2削減相当量認証申請 関係について(資料3-1~3-3)

事務局から資料3-1~3-3に基づき、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証申請関係について説明し、承認いただいた。

6. グリーンエネルギーCO2削減計画変更申請 関係について(資料4-1~4-3)

事務局から資料4-1~4-3に基づき、グリーンエネルギーCO2削減計画変更申請関係について説明し、承認いただいた。

7. グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度 今後のスケジュールについて(資料5)

事務局から資料5に基づき、今後のスケジュールについて説明。

以上